

昭和二十四年通商産業省令第七十七号

輸入貿易管理規則

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）および輸入貿易及び対外支払管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）を実施するため、輸入貿易および貿易関係支払管理規則を次のように制定する。

（公表の方法）

第一条 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による経済産業大臣の公表は、官報、経済産業公報及び通商弘報に掲載することによつて行う。

（承認の手續等）

第二条 貨物を輸入しようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による申請書を経済産業大臣（第一号ニ及び第二号に掲げる場合であつて、令第十八条第二号の規定に係る延長については税関長）に提出しなければならない。

一 次のイからニまでに掲げる輸入の承認を受けようとする者 それぞれイからニまでに掲げる申請書

イ 令第四条第一項の規定による輸入の承認を受けようとする者 別表第一で定める様式による輸入承認申請書二通

ロ 令第九条第一項の規定による輸入割当てを受けてイの申請をしようとする者 別表第一で定める様式による輸入承認申請書二通及び次項第三号の輸入割当て証明書（ただし、割当数量（令第九条第二項ただし書に規定する場合）は、割当額。以下同じ。）の一部について輸入の承認を受けようとするとき（割当数量のうち輸入の承認を受けていない部分があつた場合において、当該部分の全部について輸入の承認を受けようとするときを除く。）は、輸入割当て証明書提示し、その写し一通を提出するものとする。）

ハ 令第九条第一項の規定による輸入割当てを受け、かつ、当該割当てに基づき令第四条第一項の規定による輸入の承認（経済産業大臣が告示で定める貨物の輸入についての承認を除く。）を受けようとする者 別表第一で定める様式による輸入承認・割当て申請書二通

ニ 第五条に規定する貨物を輸入しようとする者 別表第一で定める様式による輸入承認申請書二通（令第九条第一項の規定による輸入割当てを受けて申請をしようとする者にあつては、次項第三号の輸入割当て証明書（ただし、割当数量の一部について輸入の承認を受けようとするとき（割当数量のうち輸入の承認を受けていない部分があつた場合において、当該部分の全部について輸入の承認を受けようとするときを除く。）は、輸入割当て証明書提示し、その写し一通を提出するものとする。）を添えて提出しなければならない。）

三 令第九条第二項の規定による有効期間の延長をしようとする者 輸入承認証及び理由を記載した書面

四 令第九条第一項の規定による輸入割当てを受けようとする者 別表第一で定める様式による輸入承認申請書三通（経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通）

ニに係る輸入割当て証明書及びその写し一通

2 経済産業大臣（前項第一号ニ及び前項第二号に掲げる場合であつて、令第十八条第二号の規定に係る延長については税関長）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書類を申請者に交付するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる申請について承認を行ったとき

イ 前項第一号イ、ロ及びニの申請について承認を行ったとき 輸入承認証として申請書のうち一通

ロ 前項第一号ハの申請について割当て及び承認を行ったとき 輸入割当て証明書及び輸入承認証として申請書のうち一通

二 前項第二号の申請について延長を行ったとき 延長を行った旨を記入した当該輸入承認証

三 前項第三号の申請について割当てを行ったとき 輸入割当て証明書として申請書のうち一通

四 前項第四号の申請について確認を行ったとき 委託輸入確認証として申請書のうち二通

3 経済産業大臣は、令第四条第一項の規定による輸入の承認を受けた者が当該輸入承認証を必要としなくなつたとき又はその有効期間が満了する日までに貨物の輸入を行わなかつたときは、その者に当該輸入承認証の提出を求めることができる。

4 第二項第三号の輸入割当て証明書は、その交付の日から四箇月（経済産業大臣がこれと異なる期間を定めたときは、その期間）以内に当該交付に係る貨物について、第一項第一号ロ又はニの規定により輸入承認申請書の提出又は次条第一項第一号ロの規定により輸入承認申請様式に記載すべき事項が、入出力装置（次条第一項各号に掲げる申請をする者の使用に係るものであつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。以下「特定入出力装置」という。）からの入力が必要と認められるときは、その効力を失うものとする。ただし、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第二項第三号の輸入割当て証明書の交付を受けた者が、その交付に係る貨物の全部又は一部を希望しなくなつたときは、遅滞なく、当該輸入割当て証明書に希望しない割当数量を記入して経済産業大臣に返還しなければならない。

（電子情報処理組織を使用した承認の手續等）

第二条の二 次の各号に掲げる者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して申請をするときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる申請様式に記載すべき事項を当該各号に掲げる者の使用に係る特定入出力装置から入力しなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる輸入の承認を受けようとする者（第五条に規定する貨物の輸入についての承認を除く。） それぞれイからハまでに掲げる事項

イ 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。）を受けようとする者 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な輸入承認申請様式に記載すべき事項

ロ 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）及び令第九条第一項の規定による輸入割当てを受けて令第四条第一項の規定による輸入の承認を受けようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入承認申請様式に記載すべき事項
 ハ 令第九条第一項の規定による輸入割当てを受け、かつ、当該割当てに基づき令第四条第一項の規定による輸入の承認（前条第一号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める貨物の輸入についての承認を除く。）を受けようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入承認・割当申請様式に記載すべき事項
 ニ 令第五条第二項の規定による有効期間の延長（令第十八条第二号の規定に係る延長を除く。）をしようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入承認内容訂正申請様式に記載すべき事項

三 令第九条第一項の規定による輸入割当てを受けようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入割当申請様式に記載すべき事項
 四 令第九条第一項ただし書の規定による確認を受けようとする者 専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入承認申請様式に記載すべき事項

2 前項第四号の申請を行う場合には、理由又は理由を記載した書面及び当該委託を受けたことを確認できる情報又は当該事実を証する書類を、特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項第四号の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。

4 経済産業大臣は、第一項各号の申請について承認、割当て又は確認を行ったときは、別表第二で定める様式による輸入承認証・輸入割当証明書に記載すべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

5 経済産業大臣は、第一項各号の申請について承認、割当て又は確認を行った場合において、申請者の求めがあつたときは、前項の規定にかかわらず、別表第二で定める様式による輸入承認証・輸入割当証明書にその旨を記入し、申請者に交付するものとする。

6 第一項第三号の申請についての割当ては、その記録又は交付の日から四箇月（経済産業大臣がこれと異なる期間を定めたときは、その期間）以内に当該記録又は交付に係る貨物について、第一項第一号ロの規定により輸入承認申請様式に記載すべき事項が、特定入出力装置からの入力又は前条第一項第一号ロ若しくはこの規定により輸入承認申請書の提出がなされるときは、その効力を失うものとする。ただし、経済産業大臣が特に必要があると認めてその期間を延長したときは、この限りでない。

7 第一項第三号の申請について割当てを受けた者が、その記録に係る貨物の全部又は一部を希望しなくなつたときは、遅滞なく、その旨及び希望しない割当数量を書面に記入して経済産業大臣に提出しなければならない。

（申請者の届出）

第二条の三 前条第一項に規定する入力は、別表第三で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。
 2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表第三で定める様式による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

4 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の規定により提出された届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。

（特別の承認の申請手続等）

第二条の四 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

一 令第四条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続

二 令第九条第一項の規定による経済産業大臣の割当てを受ける手続

三 第二条の三の規定による経済産業大臣への届出の手続

第三条 令第四条第三項の経済産業省令で定めるところによりする輸入は、次に適合するものとする。

一 当該委託加工貿易契約による貨物の輸出について輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項第二号の規定による承認を受けた日から一年以内にする輸入であること。
 二 経済産業大臣が定める品目の又は経済産業大臣の定める船積地域からの貨物の輸入でないこと。

（経済産業大臣に対する税関の通知）

第四条 税関は、令第十五条第二項の規定により、速やかに、経済産業大臣が告示で定める貨物について、次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

一 貨物の輸入者の氏名又は名称及び住所

二 貨物の荷送人の氏名又は名称

三 貨物の原産地及び船積地域

四 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録番号

五 貨物の品名、数量及び価格

六 前号の価格の決定に係る契約の条件

七 貨物の代金を表示する通貨の種類

八 前各号に掲げる事項のほか、経済産業大臣が告示で定める事項

(権限の委任)

第五条 令第十八条第一号に規定する貨物の範囲は、無償の貨物であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のものとする。

(法令の違反に対する制裁の通知)

第六条 経済産業大臣は、法第五十三条第二項の規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税関に通知するものとする。

附則

この省令は、昭和二十五年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年三月三日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年六月三〇日通商産業省令第五八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年八月二五日通商産業省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年十一月二五日通商産業省令第九五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

附則 (昭和二十六年四月一九日通商産業省令第二六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年一〇月一〇日通商産業省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条の四の規定は、昭和二十六年九月二十五日から適用し、第七条第八項、別表第一、別表第三および別表第四の改正規定は、同年十月十五日から施行する。

附則 (昭和二十六年十一月二八日通商産業省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年四月二一日通商産業省令第三一号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年十一月二二日通商産業省令第八五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、昭和二十七年十一月十五日から施行する。

附則 (昭和二十八年九月二五日通商産業省令第四九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年二月八日通商産業省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月一日通商産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年三月二三日通商産業省令第五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年四月一〇日通商産業省令第一八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年五月一日通商産業省令第二一号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年六月一日通商産業省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三〇年三月二五日通商産業省令第二号)

この省令は、昭和三十年四月一日から施行する。

附則 (昭和三〇年六月二三日通商産業省令第二八号)

この省令は、昭和三十年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月一九日通商産業省令第一一号)

この省令は、昭和三十一年四月二十三日から施行する。

この省令の施行前に、改正前の省令の規定に基づいて行つた税関長の承認については、改正前の省令の規定は、なおその効力を有する。

附則 (昭和三十一年十一月二五日通商産業省令第六〇号) 抄

- 1 この省令は、昭和三十一年十一月十六日から施行する。
附 則 (昭和三十一年二月二三日通商産業省令第五六号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三十三年一〇月二九日通商産業省令第一二一号) 抄
- 1 この省令は、昭和三十三年十一月十五日から施行する。
附 則 (昭和三十三年三月三一日通商産業省令第三八号)
- 1 この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。
附 則 (昭和三十五年六月三〇日通商産業省令第六六号) 抄
- 1 この省令は、昭和三十五年七月一日から施行する。
附 則 (昭和三十五年一〇月一日通商産業省令第一〇七号)
- 1 この省令は、昭和三十五年十月十日から施行する。
附 則 (昭和三十六年六月二五日通商産業省令第三七号) 抄
- 1 この省令は、昭和三十六年七月一日から施行する。
附 則 (昭和三十八年三月二八日通商産業省令第一五号)
- 1 この省令は、昭和三十八年四月十日から施行する。
附 則 (昭和三十八年四月一五日通商産業省令第五一号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三十九年三月三一日通商産業省令第三八号) 抄
- 1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附 則 (昭和三十九年七月一日通商産業省令第七五号)
- 1 この省令は、昭和三十九年九月六日から施行する。
附 則 (昭和四十二年二月三三日通商産業省令第一二二号)
- 1 この省令は、昭和四十二年三月一日から施行する。
附 則 (昭和四十二年三月一四日通商産業省令第二一号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十四年七月一八日通商産業省令第六二号)
- 1 この省令は、昭和四十四年八月一日から施行する。
附 則 (昭和四十四年八月一日通商産業省令第一〇六号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年一月四日通商産業省令第一号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年七月一日通商産業省令第七五号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年八月二八日通商産業省令第九九号)
- 1 この省令は、昭和四十七年九月一日から施行する。
附 則 (昭和四十七年十一月二四日通商産業省令第一三三三号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二、第十一条の二第二号から第四号まで、別表第一および別表第一の二の改正規定は、昭和四十七年十二月二十日から施行する。
附 則 (昭和四十八年七月二二日通商産業省令第六五号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五十二年九月三〇日通商産業省令第四六号) 抄
- 1 この省令は、昭和五十二年十月一日から施行する。
附 則 (昭和五十三年二月二七日通商産業省令第五号) 抄
- 1 この省令は、昭和五十三年三月一日から施行する。
附 則 (昭和五十三年三月三一日通商産業省令第一二二号)
- 1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
附 則 (昭和五十五年一月一九日通商産業省令第六三三号)
- この省令は、輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令の一部を改正する政令の施行の日(昭和五十五年十二月一日)から施行する。

- 2 改正前の別表第一の様式は、当分の間、改正後の別表第一の様式に代えて使用することができる。
- 附 則 (昭和五五年一月二七日通商産業省令第六四号) 抄
- 1 この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第六十五号)の施行の日(昭和五十五年十二月一日)から施行する。
- 附 則 (昭和六〇年五月一日通商産業省令第一七号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の輸入報告書は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則 (昭和六一年二月二四日通商産業省令第四号)
- この省令は、昭和六十一年三月一日から施行する。
- 附 則 (平成元年七月一日通商産業省令第四二号)
- (施行期日)
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 第二条 第一条の規定による改正前の別表第四で定める様式による輸入報告書は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則 (平成元年八月一日通商産業省令第五二号)
- 1 この省令は、平成元年八月十五日から施行する。
- 2 改正前の別表第四で定める様式による輸入報告書は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則 (平成六年二月一九日通商産業省令第八九号)
- 1 この省令は、平成七年一月一日から施行する。
- 2 改正前の別表第四に定める様式による輸入報告書は、当分の間、これを使用することができる。
- 附 則 (平成六年二月二八日通商産業省令第九八号)
- この省令は、平成七年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成八年八月二九日通商産業省令第六一号) 抄
- 1 この省令は、平成八年九月十三日から施行する。
- 改正文 (平成九年二月二六日通商産業省令第四号) 抄
- 平成九年三月一日から施行する。
- 附 則 (平成一〇年三月四日通商産業省令第七号)
- この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成一一年二月一七日通商産業省令第一一六号)
- この省令は、平成十二年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成一二年三月一日通商産業省令第二四号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の輸出貿易管理規則第一条の二第一項の規定により提出された輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第十三条第二項の規定による届出は、この省令による改正後の輸出貿易管理規則第一条の三第一項の規定により提出された輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第十三条第二項の規定による届出、輸入貿易管理規則第二条の三第一項の規定により提出された輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第二十条第二項の規定による届出及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の三第一項の規定により提出された外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第二十八条第二項の規定による届出とみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。
- 附 則 (平成一二年三月二四日通商産業省令第四〇号)
- この省令は、平成十二年四月三日から施行する。
- 附 則 (平成一二年一月一〇月一三日通商産業省令第二五二号)
- この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則 (平成一二年二月一九日通商産業省令第三九五号)
- この省令は、平成十三年一月九日から施行する。
- 附 則 (平成一五年二月三日通商産業省令第九号)
- この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。
- 附 則 (平成一五年三月二八日通商産業省令第三二二号)
- この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成一五年六月六日通商産業省令第七一号)
- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月五日経済産業省令第八号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月一日経済産業省令第七一号)

この省令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年二月一〇日経済産業省令第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。

(経過措置)

第二条

2 この省令の施行の際現に改正前の輸出貿易管理規則第一条の第三項、輸入貿易管理規則第二条の第三項及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の第三項の規定によりされている届出は、それぞれ改正後の輸出貿易管理規則第一条の第三項、輸入貿易管理規則第二条の第三項及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の第三項の規定によりされている届出とみなす。

附 則 (平成二二年三月五日経済産業省令第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この省令による改正前の様式(外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の様式を除く。)は、当分の間、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

改正文 (平成二六年三月二〇日経済産業省令第一二二号) 抄

平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年八月一三日経済産業省令第三三三号)

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年二月一三日経済産業省令第四九号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年四月三〇日経済産業省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年一〇月一五日経済産業省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年五月九日経済産業省令第四六号)

(施行期日)

1 この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年五月十日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書を取り繕い使用することができる。

附 則 (令和五年五月二六日経済産業省令第二八号)

(施行期日)

1 この省令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令による申請書並びにこの省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令による証券を取り繕い使用することができる。

別表第一

T2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入(承認・割当)申請書

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____

住所 _____ 資格 _____

電話番号 _____ 申請年月日 _____

次の（△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項）
 （△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項）の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金額)
					総額(US\$)
備考					

II 輸入割当て

※割当数量及び単位(割当額)	※証明書番号 _____
	※期間満了日 _____

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、II の数量及び単位を
 割り当てる・割り当てない・次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定					
上記「I 申請の明細」欄中	1	2			の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

※承認番号 _____	※延長後有効期間満了日 _____
※有効期間満了日 _____	

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき

承認する・承認しない・次の条件を付して承認する

※条 件

経済産業大臣の記名押印(輸入割当て)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

経済産業大臣又は税関長の記名押印(輸入の承認)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

1 ※輸入承認状況(輸入割当て関係)

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量(金額)	未承認数量(金額)	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関(輸入承認関係)

税関申告番号及び申告年月日	商 品 名	送 状 数 量	送 状 金 額	通 関 数 量	通 関 金 額	許可又は承認月日及び税関押印

3 ※銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄(輸入承認関係)

送 金 年 月 日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。
- (2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。
- (3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- (4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

別表第二 (平12通産令24・追加、平12通産令252・一部改正)

輸入承認証・輸入割当証明書

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

申請者名 _____ 氏 名 _____
 住 所 _____ 資 格 _____
 電話番号 _____ 申請年月日 _____

I 輸入の承認・輸入割当ての明細

1 関税率 表の番号 等	2 商品 名	3 型及び 銘柄	4 原産地	5 船積地 域(船積 港)	数量及び単 位 (金額)
					総額 (US \$)
備 考					

II 輸入割当て

割当数量及び単位 (割当額)	証明書番号 _____
	期間満了日 _____

経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I 輸入割当ての明細」欄中 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

承認番号 _____ 延長後有効期間満了日 _____
 有効期間満了日 _____

別表第三 (平21経産令66・全改、平22経産令6・令2経産令92・一部改正)

根拠法規	輸入貿易管理規則第2条の3
主務官庁	経 済 産 業 省

申請者届出書

経済産業大臣殿

年 月 日

輸入貿易管理規則第2条の3の規定により、下記のとおり $\left(\begin{array}{l} \triangle \text{登録} \\ \triangle \text{変更} \\ \triangle \text{廃止} \end{array} \right)$ に係る事項
を届け出ます。

届出者

氏名又は名称
及び代表者の氏名

住 所

N A C C S 利用者 I D

フリガナ											
名称(会社名)											
郵便番号											
フリガナ											
住所											
フリガナ											
氏名						役職					
電話番号	()					FAX番号	()				
電子メールアドレス											
JASTPROコード											
NACCS利用者ID											
備考											

注 (1) △印のうち不必要なものは抹消して下さい。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(3) 特定手続等を行おうとする者を複数届け出る場合には、次業を使用して下さい。

(被委任者用)

フリガナ		役職	
氏名		電話番号	() —
電子メールアドレス		FAX番号	() —
郵便番号	—		
フリガナ			
住所			
NACCS利用者ID			

フリガナ		役職	
氏名		電話番号	() —
電子メールアドレス		FAX番号	() —
郵便番号	—		
フリガナ			
住所			
NACCS利用者ID			

フリガナ		役職	
氏名		電話番号	() —
電子メールアドレス		FAX番号	() —
郵便番号	—		
フリガナ			
住所			
NACCS利用者ID			

注 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前業に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。